

部活動における感染拡大防止等の留意点

(令和4年7月5日時点)

金沢市教育委員会

- 1 部活動への参加の有無について確認する。
 - ・本人の意思及び保護者の同意があること
 - ・生徒に発熱や咳等の症状が見られる場合は参加させないこと
 - ・毎日体温を測定し記録を残すこと

- 2 部活動顧問等による生徒の事前・事後の健康観察を徹底する。
 - ・事前の健康観察については、生徒の自己申告に加え、顧問等が生徒の表情を観察するなど心身の状況を確認すること
 - ・事後の健康観察については、活動中の状況も踏まえ、ミーティング等で体調等の確認を行うこと

- 3 感染拡大防止に向けた活動場所の環境整備に努める。
 - ・活動場所を学校内等、日頃活動している場所に限定し、活動内容は精選すること
 - ・長期休業期間においては、地域の感染状況に応じ、密集したり近距離で行ったりする活動等を避けるため、例えば午前と午後で活動時間を分け、校庭や体育館を広く活用するほか、空き教室等を活用すること
 - ・体育館や特別教室等でのドア・窓等を可能な範囲で開放し、換気に努めるとともに、丁寧な清掃を行うこと
 - ・開始前・終了後の手洗い、活動中の咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底すること（可能な範囲での、アルコール消毒液の設置）
 - ・部室等の狭い空間の在室はできるだけ避け、短時間の利用とするなど一斉に利用しないようにすること
 - ・熱中症のリスクが高い活動については、熱中症対策を優先し、生徒に対してマスクを外すよう指導すること
 - ・そのうえで、できるだけ距離を空ける、近距離での会話を控えるといったことをはじめ、屋内の体育館等の場合には常時換気など換気を徹底する、各競技団体が作成するガイドライン等を踏まえた取組を行うなどの工夫を検討し、必要な対応を取ること

※「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」（2022. 4. 1 Ver. 8）、「夏季における児童生徒のマスクの着用について」（教学第 697 号 R4. 6. 13）、「学校の体育の授業におけるマスクの着用の必要性について」（収教学第 299 号 R2. 5. 27）参照

4 生徒が至近距離で接触する状況を避けた活動を行う。

- ・可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動すること
- ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動を行う場合は、感染防止対策を十分に講じながら実施すること
- ・集合やミーティングをする場合、一人一人の間隔を十分取ること
- ・人数の多い部活動（特に屋内で実施するもの）は、グループを分ける等、狭い空間に多人数になることを避けること
- ・生徒及び教職員ともに、「換気の悪い密閉」「人が密集する」「近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声」の条件がそろう場所や場面を予測し、避けること

5 生徒の実態に応じた活動とする。

- ・部活動前や終了後等、生徒同士で食事をすることは控えること
- ・水分補給容器やタオル類を共用しないこと
- ・水筒を持参させ、こまめな水分補給や休息を取り入れるなど、熱中症対策に万全を期すこと
- ・用具や器具等を共用する場合は、使用前後の手洗いを徹底するとともに、学校の実情を踏まえ、できる限り生徒間で不必要に使い回しをしないこと
- ・部活動終了後すぐに帰宅させる等、活動前後の時間をできるだけ短くするよう心がけること
- ・大会や発表会等に向けた目標を明確にし、意欲的な活動となるよう努めること

6 活動時間について

- ・管理職は、各部の活動計画等を事前に把握すること
- ・生徒だけに任せるのではなく、教員や部活動指導員等の指導のもと、実施すること
- ・通常練習における1日の活動時間については、平日は2時間程度の活動にとどめるとともに、休日の活動についても必要最低限の内容で3時間程度とすること
- ・休養日は、原則として、週2日以上、平日1日と土曜日又は日曜日とすること

7 対外的活動については、以下の通知等のとおりとする。

- ・中学校
「金沢市立中学校における部活動の対外的活動についての留意事項」
(令和4年7月5日時点)